

順位	氏名（議席）	発言の要旨
4	佐野 智昭（18）	<p>1. 市街化調整区域の許可基準（都市計画法第34条第2号）の改正について  市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域とされており、区域内では原則として開発行為を行うことはできない。しかし、市街化区域に立地することが困難であり、また、市街化を促進するおそれがないものについては立地が一部認められており、都市計画法第34条（以下「法第34条」という。）に許可基準が定められている。</p> <p>本市では、法第34条第2号の鉱物資源・観光資源の有効な利用上必要な建築物の許可基準が、令和6年4月1日に改正され、観光資源として岩本山公園、富士総合運動公園、富士山こどもの国、大淵笹場が指定された。</p> <p>そこで、法第34条第2号の許可基準の改正の背景と狙いについて伺う。</p> <p>2. 農福連携の取組について  本市の農業については、農家の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加など、多くの課題を抱えている。</p> <p>一方で、障害者の就業意欲は高まっており、本人の希望や能力、適性を十分に発揮し、個人の特性などに合わせた活躍の場がさらに必要となっている。</p> <p>農福連携の取組に関しては、障害者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性がある。</p> <p>そこで、農福連携についての今後の取組について伺う。</p> <p>3. 富士総合運動公園周辺の観光拠点エリアとしての形成を目指したまちづくりの推進について  第六次富士市総合計画の土地利用構想において、富士総合運動公園を含む大淵・青葉台地区の新東名高速道路沿道周辺については、スポーツウェルネス交流ゾーンと位置づけられ、スポーツや健康を通じた交流拠点を形成するとされている。</p> <p>富士総合運動公園には、静岡県富士水泳場をはじめとする各種スポーツ施設が集積しているほか、本年4月に総合体育館北里アリーナ富士がオープンし、スポーツによる交流人口の拡大が図られることになる。また、付近にはスポーツ合宿を中心とした宿泊施設であるエスプラットフジスパークが立地している。</p> <p>さらには、今もなお世界中で根強い人気を持つ江戸時代の浮世絵師、葛飾北斎の代表的作品である富嶽三十六景（全46図）の中の本市の風景を描いたものと言われている3図のうち、駿州片倉茶園ノ不二を描いた場所が富士総合運動公園B駐車場（陸上競技場北西側）付近であると言われており、現在も手前に伝法沢と茶畑、奥に富士山を望むことができる。</p> <p>そこで、富士総合運動公園周辺について、上位計画での位置づけ、施設等の集積状況や立地特性、法第34条第2号の改正を踏まえ、観光拠点エリアとしての形成を目指したまちづくりの推進を求め、以下を伺う。</p> <p>(1) 本市においては、官民連携の下、葛飾北斎ゆかりの地としての各種取組が展開されており、積極的な取組が期待される場所である。特に駿州片倉茶園ノ不二については、描かれている歴史的・文化的に価値のある風景を守り、地域の活性化を図るためのさらなる取組の強化を求めるがいかがか。</p> <p>(2) 富士総合運動公園B駐車場（陸上競技場北西側）付近を富士山の眺望と</p>

順位	氏名（議席）	発言の要旨
4	佐野 智昭（18）	<p>文化を体感できる観光スポットとして整備することを提案するがいかかか。</p> <p>(3) 富士総合運動公園等に訪れた選手・観戦者や観光客等が立ち寄ることができる施設の誘導が図られるよう、行政として具体的なアクションを起こしていくことが必要であると考えがいかかか。</p>